

東京都内地域スポーツクラブ代表者 各位

公益財団法人東京都スポーツ協会
専務理事兼事務局長 角 田 真 司
(印章省略)

**東京都地域スポーツクラブ
「令和 7 年度シニアスポーツ振興事業 実施要項」一部改正等について**

平素より東京都スポーツ協会の諸事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和 7 年 10 月 1 日に「令和 7 年度シニアスポーツ振興事業 実施要項」を一部改正いたしました。
それに伴い事務の手引き等の補助金事業に関する資料についても一部修正いたしました。

記

1 改正内容

第 11 条 (1) 1 クラブ当り年間上限額を 20 万円 から 24 万円 に引き上げます。

2 改正理由

この度、東京都スポーツ推進本部よりシニアスポーツの安全対策と活動機会の創出について依頼がありました。これを受け、当協会の自主事業である東京都地域スポーツクラブ「シニアスポーツ振興事業」における高齢者のスポーツ実施時における安全対策の強化等図るため、実施要項の一部を改正し、補助金の上限額を引き上げます。

3 施行日

令和 7 年 10 月 1 日

4 改正後の実施要項等のホームページへの掲載について

改正後の実施要項等の電子データについては、更新したデータをサポートネット「補助金について」のページに掲載しておりますのでご覧ください。(その他の様式等については、変更はありません)

※サポートネット

・「補助金について」: <https://club-tokyo-sports.jp/subsidy/>